

八戸市地域おこし協力隊（観光地域づくり推進事業）募集要項

1 募集の背景

八戸市は、太平洋に臨む青森県南東部に位置する、人口約 21 万人の県内第 2 の都市です。当市は、海から拓け海とともに発展してきた都市であり、日本有数の水揚げ高を誇る漁業、その豊富な水産資源を活用した水産加工をはじめとする食料品製造業が多く集積しています。

また、昭和 39 年の新産業都市指定を契機に、港湾施設、道路、鉄道などの産業インフラが整備され、製紙工場、金属素材工場、飼料穀物コンビナート等の立地が臨海部を中心に進展し、今では北東北最大級の工業都市となっています。

さらに、三陸復興国立公園に指定された種差海岸や「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された「八戸三社大祭の山車行事」、国の重要無形民俗文化財である「八戸えんぶり」、全国的な知名度を誇る「八戸せんべい汁」など、多種多様な観光資源を有しており、近年は年間約 560 万人もの観光客が当市を訪れるなど、観光業は当市の地域経済を支える重要な産業となっています。

世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、観光客の激減という形で地域経済に大きな影響を与えました。しかし、インバウンド需要の回復や観光分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進など、新たな展望が開けています。

こうしたことを背景に、専門人材や都市圏などからの人材を積極的に受け入れ、新たな視点や発想による観光地域づくりを推進する必要があることから、今回、当市を含む八戸圏域※の観光振興・物産振興に取り組む八戸圏域版 DM0 である「一般財団法人 VISIT はちのへ」のメンバーとして、交流人口の拡大と地域産品の振興による持続可能な観光地域づくりを目指す「地域おこし協力隊」を募集します。

※中核市である八戸市を中心に、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町で構成する人口約 31 万人を擁する北東北の中核都市圏

《一般財団法人 VISIT はちのへについて》

当法人は、八戸圏域 8 市町村の観光地域づくりの舵取り役として、地域事業者の稼働力を引き出し、八戸圏域全体の活力創出による地域経済の活性化を目的に、令和元年 4 月に設立された団体であり、同年 8 月には観光地域づくり法人(DM0)に登録されています。

VISIT はちのへでは、継続的なマーケティングによる効果的な観光地経営、観光誘客と物産振興の一元化による効率的な事業展開、八戸圏域の地場産品の販路拡大に取り組んでいます。

2 活動内容

地域おこし協力隊員は、一般財団法人 VISIT はちのへと調整相談のうえ、以下の活動に従事するものとします。

- (1) SNS 等を活用した八戸圏域の観光・物産に関する情報発信、並びにプロモーション活動に関すること。
- (2) 八戸圏域の観光事業者が提供する観光コンテンツの磨き上げ、また、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの開発、旅行商品造成に関すること。
- (3) 訪日外国人観光客（インバウンド）の拡大・誘客に関すること。
- (4) 「八戸三社大祭」や「八戸えんぶり」をはじめとする各種祭り・イベントの企画・運営に関すること。
- (5) 三陸復興国立公園やみちのく潮風トレイル、八戸十和田トレイルを活用した地域連携・観光振興に関すること。
- (6) 八戸圏域の地域素材を活用した新商品の開発に関すること。
- (7) その他、八戸圏域の観光地域づくりの推進に必要と認められる活動に関すること。

3 募集対象

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）をはじめとする都市地域等※に現に住所を有し、協力隊員として委嘱後、八戸市に生活拠点を移し、住民票を異動できる方（地域おこし協力隊として委嘱を受ける前に、既に八戸市に定住する方及び八戸市に住民票を異動させた方は対象外）
※現住所が「3大都市圏をはじめとする都市地域等」に該当するかどうか御不明な場合はお問い合わせください。
- (3) 普通自動車運転免許を有している方
- (4) 基本的なパソコンの操作（ワード、エクセル等）ができる方
- (5) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と情熱があり、地域住民とともに積極的に地域おこし活動に取り組むことができる方
- (6) 隊員としての活動が終了した後も八戸市に定住し、就業または起業しようとする意欲のある方
- (7) 次のいずれにも該当しない方
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 八戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日（昭和 22 年 5 月 3 日）以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 募集人員

2人

5 勤務地

一般財団法人 VISIT はちのへ（八戸市一番町一丁目9番地22 ユートリー3階）

※活動範囲は、八戸圏域内（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町）となります。

6 身分・任用期間

（1）八戸市が地域おこし協力隊員として委嘱し、一般財団法人 VISIT はちのへが職員として雇用契約を締結します。身分は地域おこし協力隊員となります。

（2）任用期間は、任用の日から令和8年3月31日までの1年以内とします。

ただし、八戸市が認めた場合は1年毎に任用期間を延長し、最長3年まで延長が可能です。

※任用期間の例：令和7年11月1日～令和10年10月31日

7 活動形態・勤務時間

（1）原則として、月曜日から金曜日までの午前8：30～午後5：15とし（週5日勤務）、うち1時間を休憩時間としますが、週5日のうち土日・祝日に勤務日を割り振る場合があります。

（2）休日に勤務した際は、代休扱いとします。

8 報酬

基本月額251,000円

※基本月額から所得税、社会保険料等が控除されます。

※別途、通勤手当が支給されます。

※通勤手当以外の手当の支給はありません。

9 待遇・福利厚生

（1）社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）に加入します。

（2）住居は、予算の範囲内で一般財団法人 VISIT はちのへが借り上げ、貸与します。ただし、入居に関する敷金は本人負担となります。

（3）応募・面接に要する費用（交通費及び宿泊費等）、引っ越し費用、生活に係る費用、光熱水費等は、本人負担となります。

（4）地域おこし活動で使用するパソコン等の備品は貸与します。

（5）地域おこし活動に資する研修等に要する経費は、予算の範囲内で一般財団法人 VISIT はちのへが負担します。

（6）原則として土・日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）は休日とするほか、年間の勤務日数に応じて、有給休暇が付与されます。

10 応募受付期間

令和7年9月10日（水）～令和8年1月30日（金）

※選考は随時行い、採用が決まった時点で募集を終了します。

11 応募方法

次に掲げる必要書類①～③を一般財団法人 VISIT はちのへ宛てに郵送してください。

申込書は一般財団法人 VISIT はちのへ及び八戸市のホームページに掲載します。なお、提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

[必要書類]

- ①八戸市地域おこし協力隊申込書
- ②住民票原本（募集日以降のもの）
- ③普通自動車運転免許証の写し（表面及び裏面）

12 選考方法

（1）第1次選考（書類選考）

書類選考のうえ、選考結果を応募者に通知します。

（2）第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に、八戸市内において面接を実施します。なお、第2次選考に要する交通費等は本人負担となります。

（3）選考結果

第2次選考の結果については、面接後に文書で通知します。

13 その他

募集に関する質問については、任意様式により質問書を郵送、FAX、または電子メールにて御提出願います。電話でのご質問はお受けできませんので御留意願います。

御質問に対する回答は、質問者に郵送、FAX または電子メールで返信いたしますので、質問書には住所、FAX 番号、またはメールアドレスを御記載願います。

14 応募・お問い合わせ先

〒039-1102

青森県八戸市一番町一丁目9番地22 ユートリー3階

一般財団法人 VISIT はちのへ

総務管理課 地域おこし協力隊募集・採用担当

TEL：0178-27-2227 FAX：0178-27-0666

E-mail：info@visithachinohe.or.jp



VISIT HACHINOHE
Japan's Northern Frontier